










# 令和 6 年度 償却資産申告の手引き (固定資産税)

<b>飲食店</b> <small>厨房設備、カラオケセットなど</small> 	<b>工場</b> <small>製造設備、受変電設備など</small> 	<b>理容・美容業</b> <small>理容椅子、洗面設備など</small> 
<b>建設業</b> <small>大型特殊車両、発電機など</small> 	<b>共同住宅</b> <small>外構工事、ゴミステーションなど</small> 	<b>医院</b> <small>ベッド、手術台、X線装置など</small> 
<b>ガソリンスタンド</b> <small>オイルチェンジャー、洗車機など</small> 	<b>小売店</b> <small>陳列棚、冷蔵庫など</small> 	<b>農業</b> <small>田植機、ビニールハウスなど</small> 

**申告期限 令和 6 年 1 月 31 日(水)**

期限内申告にご協力をお願いします。

※ 資産の増減がない場合も申告書は提出してください。

提出・問合せ先：恵庭市役所税務課 償却資産担当  
(問い合わせ先等詳細は、3ページに記載しています)

<目次>

1. 償却資産とは	1
2. 申告書の提出について	3
3. 提出書類と申告書の記載方法	4
4. 償却資産の評価と課税について	7
5. その他	9

# 1. 償却資産とは

## (1) 固定資産税の課税対象となる償却資産

土地や家屋をお持ちの方に固定資産税が課税されるのと同様に、事業を営む方(会社や個人で工場や商店などを経営されている人や、駐車場やアパートを貸し付けている人)が、その事業のために用いる構築物・機械・備品等の資産に固定資産税が課税されます。

具体的には・・・土地、家屋以外の事業用資産で、法人税法又は所得税法で減価償却費として損金又は必要な経費に算入することができるとされるものです。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として貸し付けている資産も含まれます。



## (2) 業種別の償却資産の具体例

業種別主な償却資産(耐用年数)例

業 種	主な償却資産の内容
共 通	舗装工事(10・15)、看板・ネオンサイン(3)、タイムレコーダー(5)、事務机(15・8)、椅子(15・8)、応接セット(5・8)、キャビネット(15・8)、ロッカー(15・8)、金庫(20)、複写機(5)、エアコン(6)、ファクシミリ(5)、パソコン(4)、自動販売機(5)、シュレッダー(5) など
料理飲食店業	テーブル(5)、椅子(5)、厨房用具(5)、冷蔵庫(6)、カラオケ機器(5)、レジスター(5)、エアコン(6) など
理容・美容業	理容・美容椅子(5)、洗面設備(5)、消毒殺菌機(5)、サインポール(3) など
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13) など
小売業	陳列ケース(6・8)、冷蔵庫(6)、看板(3)、日よけ(8・15) など
建設業	ブルドーザー(6)、パワーショベル(6)、フォークリフト(4)(軽自動車の対象となっているものを除く)、測量業用設備(14) など
印刷業	製本設備(7)、デジタル印刷設備(4)、日刊新聞紙印刷設備(3・10) など
医(歯)業	レントゲン装置(4・6)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、調剤機器(6) など
不動産貸付業 (共同住宅)	門・塀などの外構工事(10・15)、屋外給排水設備(15)、駐車場等のコンクリート舗装(15)、駐車場等のアスファルト舗装(10)、自転車置場(10)、ゴミ集積場(7)、物置(7)、太陽光発電設備(17) など
農 業	トラクター付属機械(7)、ビニールハウス(8)、堆肥舎(14・17)、ボイラー(7)、野菜洗浄機(7)、収穫用機械(7)、選別用機械(7) など
娯楽業	パチンコ器(2)、たまつき用具(8)、インターホン(6)、放送用設備(6)、カラオケ機器(5) など

※ 特に舗装工事などの外構工事やビニールハウスなどの簡易な建物、大型特殊自動車は申告から漏れている場合が多いようですので、ご確認ください。

### (3)課税対象にならない資産

以下のようなものは、償却資産の課税対象から除かれます(所得税・法人税における減価償却と異なる部分です)。申告する資産に、これらのものがないか、ご確認ください。

①自動車税、軽自動車税の課税対象になるもの(大型特殊自動車(※)は償却資産となります)

※大型特殊自動車～農耕車で最高法定速度が35km以上のもの

農耕車以外で①最高法定速度が15km以上 ②長さが4.7m以上 ③幅が1.7m以上

④高さが2.8m以上の1つにでも該当するもの

②鉱業権や漁業権、特許権などの無形固定資産

③たな卸資産(商品又は製品・原材料・修理資材・包装、荷造り用資材など)

④繰延資産

⑤耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満の減価償却資産で、法人税法

又は所得税法の規定により一時に損金経理又は必要な経費に算入されたもの(下記区分表参照)

⑥取得価格が20万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により、一括して損金に算入する方法の対象とされるもの(下記区分表参照)



### 減価償却資産の対象となる区分

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入	申告対象外	—	—	—
個別減価償却(個人は除く)	申告対象	申告対象	申告対象	申告対象
3年一括償却(20万円以下)	申告対象外	申告対象外	—	—
中小企業特例(30万円以下)	申告対象	申告対象	申告対象	—
法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(平成20年4月1日以降に締結されたリース契約)	申告対象外	申告対象外	申告対象	申告対象

### (4)リース資産の取扱いについて

リースに供されている資産(リース期間満了と同時に資源が回収される場合)の申告義務は、原則として資産の所有者にあります。ただし、それが実質的に割賦販売であると認められる場合(リース期間後に使用者に譲渡される場合)は使用者となります。

なお、平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリースの取扱いについては上記の区分表をご確認ください。

### (5)実地調査等へのご協力のお願い

申告書受理後、地方税法第353条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします(固定資産台帳や青色決算書・収支内訳書等の関係書類の提示をお願いします)。職員は必ず身分証明書を携帯しています。

また、地方税法第354条の2に基づいて税務署において国税資料を閲覧し、償却資産の捕捉調査を行うことがあります。これらの調査の結果に応じて、修正申告をお願いすることや、それでも提出いただけない場合は推計課税を行う場合があります。

資産の取得年次に応じて遡及して課税することもありますので、あらかじめご理解ください。適正で公平な課税のためご協力をお願いいたします。

## 2. 申告書の提出について

### (1) 申告が必要な方

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における所有状況をその年の1月31日までに申告することとされています(たとえ資産に増減がなくても、また該当資産が少額でも申告義務があります)。

(地方税法第383条)

具体的な記載方法は4ページ【3. 申告書の記載方法】を参照してください。

### (2) 提出先(問い合わせ先)と提出時のお願い

【提出方法、提出先】

#### ◎地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用した電子申告

※電子申告については、手引き11ページに記載の「地方税共同機構HP」にてご確認ください。

#### ◎窓口に提出する場合

恵庭市役所 税務課(本庁舎1階19番窓口) または島松支所・恵み野出張所・中恵庭出張所

#### ◎郵送で提出する場合・申告に関する問合せ先

〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市役所 税務課 償却資産担当

0123-33-3131(内線1431・1411)

※手引きの11ページに、切り取ってお使いいただける宛先ラベルがありますのでご利用ください。

#### 【提出時のお願い】

- (1) 窓口で提出する際、その場で必ず複写になっている『控え』を受け取ってください。
- (2) 申告書を郵送される方で控えの返送を希望される方は、必ず返信用封筒に切手を貼って同封してください。
- (3) 提出後、市役所税務課から内容についてご照会させていただく場合もありますので、必ず電話番号を記入してください。
- (4) 個人番号を記載した申告書を窓口でご提出いただく際は、マイナンバー法に定める本人確認を行います。お手数ですが、下記の確認資料を窓口でご提示ください。

(電子申告の場合は、電子証明等により本人確認を実施するため確認資料の添付は不要です)

①番号確認資料(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しのいずれか)

②身元確認資料(運転免許証・保険証等) ※個人番号カードをお持ちの際は不要です。

※代理人が提出する場合は代理人の身元確認資料と代理権確認資料をご提示ください。

※記載しているのが法人番号である場合は確認資料の提示は不要です。

マイナンバーについては、地方税の賦課徴収事務に利用させていただくために記載欄を設けていますが、個人番号の記載がない場合や本人確認資料の不足等により本人確認ができない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

### 3. 提出書類と申告書の記載方法

#### (1) 提出書類

申告方法によって提出書類が異なります。下表により該当する書類を提出してください。

基準日：令和6年1月1日

申告対象となる資産の取得期間：令和5年1月2日～令和6年1月1日

	申告して いただく方	申告 資産	申告書	種類別明細書		記入事項
				全資産 増加用	減少用	
明細申告	初めて申告 される方	あり	○	○	×	恵庭市内で所有する全ての資産を明細書に記入してください。
		なし	○	×	×	申告書「18.備考」欄の「3.該当資産なし」に○を付けてください。
	申告した ことがある方	増減 あり	○	○	○	明細書に増加・減少した資産のみ記入してください。前年以前に申告がもれていた資産がある場合は備考欄にその旨記載してください。
		増加 あり	○	○	×	増加した資産を明細書に記入してください。
		減少 あり	○	×	○	減少した資産を明細書に記入してください。
	増減 なし	○	×	×	申告書「18.備考」欄の「2.資産の増減なし」に○を付けてください。	
	廃業・解散・ 移転をした方	—	○	×	×	申告書「18.備考」欄の「4.廃業・解散・移転等」に○を付け、年月日を記入してください。
全資産申告 (企業電算処理等)	初めて申告 される方	あり	○	○	×	恵庭市内で所有する全ての資産を明細書に記入してください。
		なし	○	×	×	申告書「18.備考」欄の「3.該当資産なし」に○を付けてください。
	申告した ことがある方	あり	○	○	×	恵庭市内で所有する全ての資産を明細書に記入してください。
	廃業・解散・ 移転をした方	—	○	×	×	申告書「18.備考」欄の「4.廃業・解散・移転等」に○を付け、年月日を記入してください。

添付書類が必要な場合があります(該当する方のみ)

事項	所轄	添付書類
耐用年数の短縮	国税局長	耐用年数の短縮の承認申請書(写)
増加償却	税務署長	増加償却の届出書(写)及びそのことを証する書類
耐用年数の確認	税務署長	耐用年数の確認に関する届出書(写)
課税標準の特例措置	—	特例の根拠となる関係書類
リース資産の保有	—	リース資産申告書 ※市HPよりDLして利用ください

## (2) 申告書の記載方法

### ①償却資産申告書の記載方法

1~2 必ず記入して下さい。特に電話番号は忘れがちなので確認してください。変更や間違いがあれば修正して提出してください。

3 個人の方は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を右詰めで記載してください。個人番号を記入される場合は、本人確認書類の添付が必要です。詳しくは手引きの3ページ【提出のお願い】(4)をご確認ください。

8~14 該当する方を○で囲んでください。

令和 〇年度  
**償却資産申告書(償却資産課税台帳)**

受付印 令和 〇年 〇月 〇日

北海道恵庭市長

1 住所 (ふりがな) 〇61-1498  
又は納税通知書送達先  
 恵庭市 京町 1番 〇×号  
 恵庭市 新町 10番地 △号 (電話 33-〇×△□)

2 氏名 (ふりがな) 恵庭出版 株式会社  
法人にあってはその名称および代表者の氏名  
 屋号( プリント工房恵庭 )

3 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

4 事業種目 印刷業  
(資本等の金額) ( 5 百万円)

5 事業開始年月 H 13 年 5 月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理担当 恵庭 花子 (電話 0123-33-〇〇〇〇)

7 税理士等の氏名 島松 太郎 (電話 0123-36-△△△△)

8 短縮耐用年数の承認 有  無

9 増加償却の届出 有  無

10 非課税該当資産 有  無

11 課税標準の特例 有  無

12 特別償却又は圧縮記帳 有  無

13 税務会計上の償却方法 (定額法・定率法) 定額法  定率法

14 青色申告 有  無

資産の種類	取得価額				15 恵庭市内における事業所等資産の所在地
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	
1 構築物	1,000,000	200,000	3,650,000	4,450,000	① 恵庭市新町10番地 ② 15 恵庭市内にある事業所等の資産所在地について、記載してください。 ③ 16 該当する方を○でかこんでください。貸主の名称は別紙の【リース資産申告書】に記入してください。
2 機械及び装置			8,978,000	8,978,000	
3 船舶	前年申告の期末と一致していることを確認してください。				
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品	2,000,000	300,000	400,000	2,100,000	
7 合計	3,000,000	500,000	13,028,000	15,528,000	

16 借入資産 貸主の名称等 (有・無)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有  借家

18 備考(添付書類等) 該当する番号を○でかこんでください。  
 ① 資産の増減あり ② 資産の増減なし ③ 該当資産なし  
 4 廃業・解散・移転等(平成 〇年 〇月 〇日)  
 (移転先 〇)

18 課税標準の特例適用資産を所有されている場合はその旨を記載してください(名称・適用事項など)。また、手引きの8ページ等を参考に特例の適用に必要な書類を添付してください。

企業の電算処理等により全資産申告をされる方は記入してください。それ以外の方は空欄で結構です。

②種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法(みどり縁の用紙)

**種類別明細書(増加資産・全資産用)**

企業の電算処理等により全資産申告をされる方のみ記入してください。

所有者コード		所有者名														
1	10	恵庭出版株式会社	1													
	20		1													
令和は5、平成は4、昭和は3で記入してください。																
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要
					年	年	月					率	コード			
01	1		アスファルト舗装工事	1	3	61	5	3,650,000	10					①・2 3・4		
02	2		印刷機	1	4	30	6	7,328,000	10		1	2		①・2 3・4	地方税法附則15条43項	
03	6		パソコン	1	5	1	12	400,000	4					①・2 3・4		
04														①・2 3・4		
05														①・2 3・4		

資産の種類です。必ず記入してください。  
1: 構築物 2: 機械及び装置 3: 船舶 4: 航空機 5: 車両及び運搬具 6: 工具、器具及び備品

特例の適用がある場合は、特例率と適用条文を記入していただくとともに、必要書類を添付してください。

第二十六号様式別表一(提出用)

↑前年度以前に増加している資産が判明した際は、摘要欄に『申告漏れ』と記載してください。

③種類別明細書(減少資産用)の記載方法(あか縁の用紙)

**種類別明細書(減少資産用)**

該当する番号を○で囲んでください。一部減少の場合は内訳を記入してください。

所有者コード		所有者名													
1	10	恵庭出版株式会社	1												
	20		1												
同封した種類別明細一覧表を参照して記入してください。															
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
					年	年	月				1 売却	2 減失	3 移動	4 その他	
01	1	00000003	屋外広告看板	1	4	13	4	200,000	10		①・2・3・4		①・2		
02	6	00000015	パソコン	1	3	60	9	200,000	5		①・2・3・4		①・2		
03	6	00000021	撮影用機材	1	4	14	10	225,000	5		①・2・3・4		①・2	全額450,000円のうち225,000円が減少した。(数量2→1)	
04											①・2・3・4		①・2		
05											①・2・3・4		①・2		

第二十六号様式別表二(提出用)

## 4. 償却資産の評価と課税について

### (1) 固定資産税（償却資産相当）額の算出方法

固定資産評価基準に基づき、申告いただいた個々の資産ごとに取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少を計算して評価します。

①個々の資産の評価額を計算します。

I)前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{※1 減価率} / 2)$$

II)前年前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

②個々の資産の評価額の合計額を課税標準額とします(特例該当資産については、特例率を考慮します)。

\*千円未満切り捨て

③課税標準額×税率(1.4%) = ※2 税(相当)額が算出されます。

\*百円未満切り捨て

※1 減価残存率は手引きの9ページ【5. その他(2)】をご覧ください。

※2 実際の固定資産税額は、土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計額に税率を乗じて算出します。このうち償却資産の部分だけを計算しましたので、税(相当)額と表現しています。

### 評価額算出例

○共同住宅を営んでいる場合

所有している資産の状況(取得時期は令和4年10月とします)

- |                 |                |          |
|-----------------|----------------|----------|
| ① 駐車場舗装(アスファルト) | 取得価格 1,000,000 | 耐用年数 10年 |
| ② 外構工事          | 取得価格 1,200,000 | 耐用年数 15年 |
| ③ ごみ集積BOX       | 取得価格 200,000   | 耐用年数 4年  |

課税年度 (申告年度)	評価額	課税標準額 (①+②+③)	税(相当)額 (課税標準額×1.4%)
令和5年度	① 1,000,000×0.897= 897,000 ② 1,200,000×0.929=1,114,800 ③ 200,000×0.781= 156,200	2,168,000	30,300
令和6年度	① 897,000×0.794= 712,218 ② 1,114,800×0.858= 956,498 ③ 156,200×0.562= 87,784	1,756,000	24,500
令和7年度	① 712,218×0.794= 565,501 ② 956,498×0.858= 820,675 ③ 87,784×0.562= 49,334	1,435,000	0 ※免税点未満

※ 課税標準となるべき額が150万円に満たない場合は、償却資産に係る固定資産税は課税されません。



## (2) 課税標準の特例

固定資産税では、公益事業等に用いられる資産等について課税標準の特例措置(軽減措置)が設けられています。これらの特例は、地方税法第349条の3及び同法附則第15条などに規定されておりますが、主な特例対象資産は次のとおりです。

根拠法令(地方税法)	内容	特例率	適用取得年度	適用期間
附則第15条第32項 (恵庭市税条例附則第10条の2第14項)	特定事業所内保育施設	1/2	H29.4.1~R6.3.31	5ヵ年
第349条の3 第27~29項 (恵庭市税条例第68条の2)	家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業	1/2	定めなし	期限なし

### ●中小企業者等が取得する償却資産に係る特例について

対象設備:先端設備導入計画に基づき取得した設備等

根拠法令(地方税)	特例率	適用取得年度	適用年数	提出書類
旧附則第64条 (旧恵庭市税条例附則第10条の2第19項)	ゼロ	R3.4.1 ~R5.3.31	3年	①先端設備等導入計画の申請書(写) ②当該計画の認定書(写) ③工業会等による中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書(写)
附則第15条第45項	1/2 (*1/3)	R5.4.1~ R7.3.31	3年 (*取得時期により、4~5年)	①先端設備等導入計画の申請書(写) ②当該計画の認定書(写) *③従業員へ賃上げ方針を証する書面(写) (③がある場合、特例率、適用年数が*に変更)

### ●再生可能エネルギー発電設備に係る償却資産の特例について

事業者が令和2年4月1日~令和6年3月31日までに取得する再生可能エネルギー発電設備について、地方税法附則第15条第25項(恵庭市税条例附則第10条の2第3~12項)に基づき課税標準額を3ヵ年、軽減します。

ただし、対象となる資産は固定価格買取制度の認定を受けたもの(太陽光発電設備については固定価格買取制度の認定を受けていないもの)に限ります。

対象設備によって申請時に提出する書類が異なりますのでご注意ください。

対象設備	発電出力	特例率	提出書類
太陽光発電設備 (10kw以上)	1,000kw以上	3/4	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金(自家消費型補助金)を受けた際の ①交付決定通知書(写) ②交付申請書(写) ③実施計画書類等(写)
	1,000kw未満	2/3	
地熱発電設備	1,000kw以上	1/2	①経済産業省が発行した再生可能エネルギー発電設備認定書(写) ②電気事業者契約書(写)
	1,000kw未満	2/3	
バイオマス発電設備 (2万kw未満)	1万kw以上	2/3	
	1万kw未満	1/2	

※ 上記の他、風力発電、水力発電についても対象となります。発電出力、特例率は異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

※ 太陽光発電設備について

・特例が適用される資産は、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したものに限り、

・令和2年3月31日以前に取得した資産について特例の申請を行う場合、特例率や添付書類が上記とは異なります。過年度申告を行う際はご注意ください。

## 5. その他

### (1) 国税との主な違い

項目	償却資産の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	賦課期日 (1月1日)	事業年度 (決算期)
減価償却の方法	旧定率法	定率法・定額法等から選択
前年中の新規取得資産の 償却方法	半年償却(1/2)	月割償却
特別償却・割増償却・即時償却 (租税特別措置法)	制度なし	制度あり
増加償却	制度あり	制度あり
圧縮記帳の制度	制度なし (圧縮記帳前の取得価額)	制度あり
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	残存簿価1円
改良費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区 分して評価する)	原則区分評価
中小企業者の少額減価償却資産の即時 償却(租税特別措置法)	制度なし	制度あり
取得価額が20万円未満の資産で3年 間の一括償却しているもの	償却資産申告対象外	制度あり
耐用年数1年未満、又は取得価額10万 円未満の資産で一時に損金算入してい るもの	償却資産申告対象外	制度あり

### (2) 減価残存率表

・減価率は耐用年数に応じた率です。

・前年中欄の率は(減価率/2)の計算をして得た数値(小数点以下第4位を四捨五入)を1から控除したものです。

・前年前欄の率は(1-減価率)の数値です。

耐用 年数	減価率 $\gamma$	減価残存率		耐用 年数	減価率 $\gamma$	減価残存率	
		前年中取得 $1-\gamma/2$	前年前取得 $1-\gamma$			前年中取得 $1-\gamma/2$	前年前取得 $1-\gamma$
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886

### (3) よくある質問

Q1 償却資産はなぜ申告しなければいけないのですか？

A1 地方税法第 383 条の規定により、償却資産の所有者は毎年 1 月 1 日現在(賦課期日)の資産を申告する義務があります。また、償却資産は土地・家屋のような登記制度がなく、所有者や資産内容の把握が困難であるため、毎年申告をお願いしております。

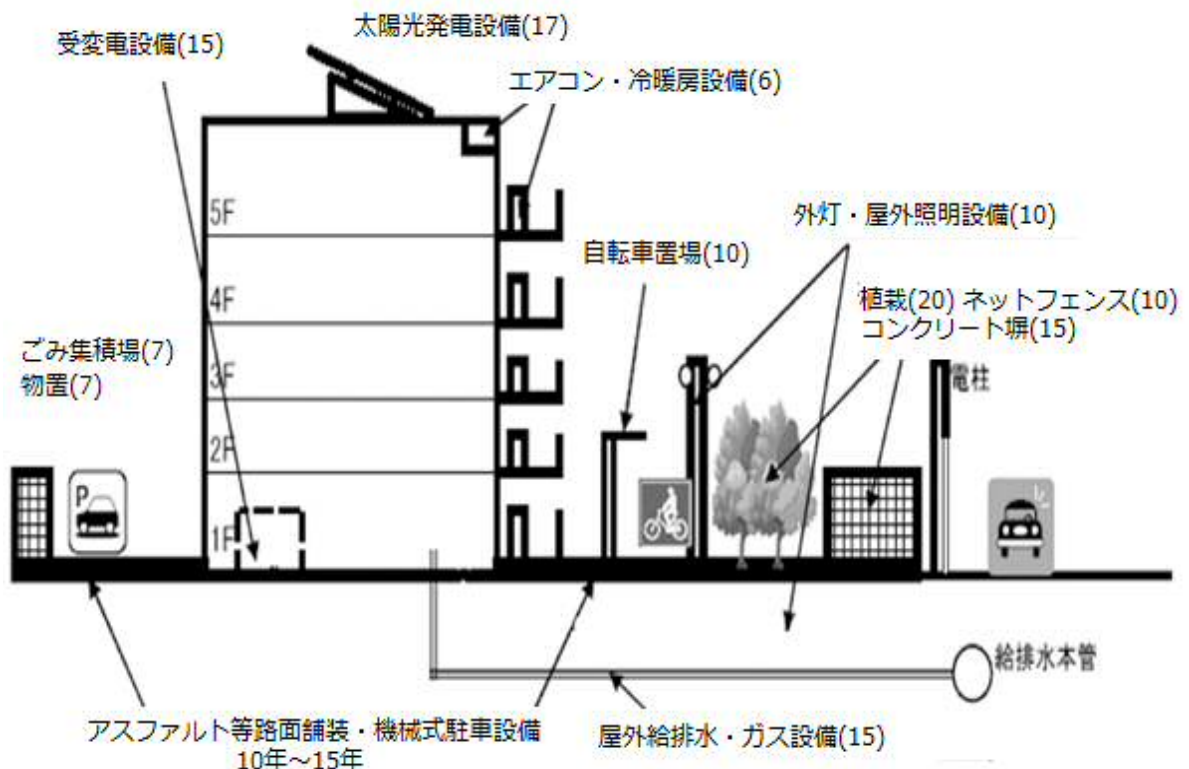
Q2 毎年、税務署へ確定申告しているのに、市にも申告する必要はあるのですか？

A2 税務署に提出されている書類は、国税(法人税・所得税など)の計算のためのもので、償却資産の申告は市税である固定資産税の計算に必要なものです。確定申告における減価償却費の内容の一部などが、固定資産税の償却資産となります。  
自己申告制度となりますので、税務署への提出とは別に申告が必要となります。

Q3 敷地の中には、共同住宅(アパート)しかなくて、外構や屋外設備はほとんど無いと思うのですが、申告する必要はありますか？

A3 上下水道における本管からの引き込み工事や、建物周囲の舗装・植栽・駐車場整備・自転車置場・ごみステーション・物置等につきましては、その多少にかかわらず申告していただく必要があります。

【共同住宅で償却資産として申告が必要になる資産の代表例】



Q4 確定申告の減価償却費は、建物のみで経費計上しているのですが、償却資産はどのように申告すれば良いのですか？

A4 固定資産税の家屋としての課税は建物本体のみですので、建物本体以外の屋外の設備や外構等は、申告対象となります。建物の見積書等で個別の工事内容をご確認いただき、ご不明なところがあれば、お問い合わせください。

Q5 テナントとして事務所や店舗を借りて事業をしている場合、どのようなものが申告の対象になりますか？

A5 ご契約後に、付加された内装造作工事や水廻り増設工事などは償却資産申告の対象となります。お持ちの器具や備品等の資産とともにご申告ください。

Q6 耐用年数を経過し、限度まで減価償却の終わった資産も申告しなければいけませんか？

A6 減価償却限度額まで減価された資産であっても、その資産が実際に事業に使用できる状態である限り申告の対象となります。なお、評価額の最低限度額は、取得価額の5%となります。

#### (4) ご案内

##### eLTAX(エルタックス)を活用しましょう！

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

地方税の申告、申請、納税など(以下「申告等」といいます。)の手続きは、紙の申告書で手続きを行う場合、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありましたが、eLTAXは、地方公共団体が共同で運営するシステムであり、電子的な一つの窓口によるそれぞれの地方公共団体への手続きを実現しています。

eLTAXの概要について →

eLTAXホームページ URL	<a href="https://www.eltax.lta.go.jp/">https://www.eltax.lta.go.jp/</a>
-----------------	---



##### 恵庭市ホームページからも申告書等のダウンロードができます！

償却資産申告書、償却資産申告の手引き、リース資産申告書がダウンロードできます。

償却資産申告について →

恵庭市ホームページ URL	<a href="https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/">https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/</a>
---------------	---



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

↓申告書を郵送する際に切り取ってラベルとしてお使いください。

〒061-1498  
恵庭市京町1番地

恵庭市役所 総務部 税務課  
償却資産担当 行